

# 県回答

## 阪神間に「対応可能なリハビリ拠点」整備に向け、具体的検討 医療や専門的な介護等が必要な避難行動要支援者は直接福祉避難所へも可能

兵庫協は11月16日(木)、8月4日付で提出した要望書に基づいた兵庫県との交渉(意見交換会)を神戸市教育会館で行いました。県からは障害福祉課を始め各担当課が出席し回答・意見交換を行いました。兵庫協からはあぜくら作業所やあまーちのなかま、各団体から25名が参加し、私たちの切実な暮らしの実態を述べ要望の実現を訴えました。

### 【主な県の回答(概要)】

#### ■障害福祉課

- ① H28年度の障害者差別解消センターでの相談件数は190件。特徴的な相談事例等の報告は行う方針。
- ② GH・SSの建設等の助成は、国の補助制度を活用。県単独・上乘せは困難。
- ③ 医療型障害児入所施設・療養介護事業としてH29年4月に姫路聖マリア病院で80床開設。この施設と神戸市を除き本年6月時点での待機者は18歳未満で30人程度、18歳以上で約90人。入所場所を考慮しなければ3年以内に入所が可能と見込まれる。新障害児福祉計画に医療型障害児入所施設の新規整備は検討課題に盛り込む予定。

④ 福祉職員の処遇改善について、国の予算編成等への提案で「一般労働者並みの賃金の支給が確保できる報酬単価の引き上げ」を国に要望。

⑤ 福祉・介護職員処遇改善特別加算は、国通知で「加算額の一部を事務職や医療職等の福祉・介護職以外の従業者の賃金に充てることも差し支えない」とされており、集団指導等の機会をとらえて各事業者等へ周知

⑥ 「移動支援ガイドヘルパー派遣」は各市町が、地域の実情に応じて実施するもの。通勤・通学におけるガイドヘルパーの利用についても、必要性や実施方法を十分に精査した上で、市町の判断により実施されるものである。また、ガイヘルの利用時間の上限が法令で定められているものではない。県は各市町の実施状況の把握に努め、その結果を市町にフィードバックし、グループ支援型の実施や上限時間撤廃等ニーズに応じた対応について、市町障害福祉主管課長会議等を通じて要請したい。

⑦ 入院中の介護は病院の医療従事者が行うこととなるため、居宅介護の利用はできない。

利用はできない。

⑧ 障害者には、障害に対応する施策が利用できること、機械的画一的に介護保険利用を強要することのないよう、各市町の担当者やケアマネージャーに繰り返し周知することについて、27年度からケアマネージャー・相談支援専門員等を対象に、高齢障害者に関する研修を開催している。今年度も引き続き、高齢障害者をテーマにした研修を実施するとともに、新たに行政担当職員に対する研修も開催する予定であり、年齢による切れ目のない支援に向け、障害・介護両制度の理解促進を図っていく。

⑨ パソコン関連の情報通信機器及び関連ソフトは、日進月歩で改良されており、パソコン関連の情報通信機器及び関連ソフトを内蔵した補装具(重度障害者用意思伝達装置)などの耐用年数を見直すことを、国に要望している。

⑩ 県東部(阪神間)に重度障害乳幼児や児童のリハビリ施設をつくることについて、本県では、全県のリハビリテーション医療の中核を担う病院として、総合リハセンター(神戸市西区)と西播磨総合リハセンター(神戸市西区)と西播磨総合リハセンターを整備し、地域の医療機関で対応が困難な重度障害児者を対象に専門的なリハの提供や地域の障害児者リハ施設等の後方支援を実施している。

しかし、阪神間においては、①総合リハや西播磨リハまで公共交通機関での通院は困難、②重度障害児者のリハビリを実施している施設の多くは慢性的に待機状態といった声があり、今年9月に庁内にプロジェクトチームを設置し、実態調査や専門家からの意見聴取を行い、対応可能なリハビリ拠点の必要性について検討を行っている。今後は、プロジェクトチームの検討結果等を踏まえた上で、有識者会議を設置するなど、拠点の整備手法や設置場所、さらには、小児科医や専門人材の確保対策など具体的な検討を進めていく。

①障害者医療費助成対象を、身体障害3級、療育手帳B1、精神障害2級まで拡大することについて、重度障害者医療費助成は、重度の障害者に限定し、すべての市町に共通の基盤的な制度として実施しており、今後とも持続的で安定的な制度として、この枠組みを維持していきたいと考えている。

■教育委員会

①県立高校の普通教室の空調整備は今年度末で完了。小・中学校は市町の責任で。

②医療的ケア児のための看護師等の配置について、今年度から全市町で直接申請できるようになった。市町

負担は1/3。

③自前の運動場やプールがない特別支援学校について、整備計画はない。

④特別支援学校の全普通教室・特別教室へのエアコン設置は、来年度終了に向けて努力。

■県土整備部

①1日乗降客3千人以上の駅は県内に222駅。203駅でバリアフリー化が終了。H34年までに完了目標。

JR元町駅東口や立花駅改札南側にもEV設置はJRに要望を伝える。

花隈駅は、今夏からバリアフリー化工事にかかりH31年度末に終了予定。

②H29年度からホームドア設置補助制度を創設し、今年度はJR三の宮駅と明石駅の設計に着手した。

■企画県民部防災企画課

①災害時要援護者名簿は昨年度、県内全自治体で作成が完了。

②本年3月、ひょうご防災減災推進条例を改正(制定)。この条例に基づき、9月に災害時要援護者支援指針を改定した。支援指針では「個別支援計画(マイプラン)を地域で作成し、明らかに医療や入所施設等での専門的な介

護等が必要な避難行動要支援者は予め搬送先の福祉避難所を定める」としている。

③市町が指定する一般避難所に、災害時要援護者用のスペース(部屋)を確保するよう市町に助言する。

【私たちの要望・意見】

▽親亡き後の問題にとどまらず、早期からの自立生活に向けて、GHのニーズはとて高い。国の補助制度は貧弱であり、社団法人の多額の自己資金や親・家族の自主的な支援が必要。少なくともスプリンクラーの設置費用は全額助成になるよう県の上乗せ助成を。

▽GHの職員がすぐ辞める。私たち(利用者)は不安、安心して仕事ができるようにしてほしい。

▽日中活動の施設で、職員が利用者の通院同行をした場合、事業所に報酬が出ない。国の制度の狭間。

▽入院時の介護について、単身の障害者や夫婦とも障害者などの場合、洗濯やちょっとした買い物など、医療スタッフに頼めない。改正支援法にある重度訪問介護利用者で区分6の人のみを対象とする訪問先の拡大

でのコミュ支援は、私たちの要望内容からはほど遠い。入院時、多くの障害者は個室利用や付き添いが病院

から求められるのが実態。入院時にも居宅介護が利用できるようにしてほしい。

▽65歳になったからといって障害がなくなることはないし、収入が増えることもない。引き続き障害サーピスが利用できるようにしてほしい。

▽県東部にリハビリ施設の整備・設置の検討は嬉しい。当事者の声を聞きながら進めてほしい。

▽障害がある人の学校には自前の運動場やプールがなくても許されるのですか。通常の学校で運動場がないという事はあり得ない。障害児学校の「設置基準」がないからこんな事が起きる。障害に心じた「学校設置基準」は必要。

▽豪雨災害、南海トラフの巨大地震・津波等、いつ起きてもおかしくない。災害時要支援者の個別支援計画を、通常の「支援計画」策定と併せて災害時支援計画を策定するようしてほしい。そうすれば平時から本人の心構えも喚起されると思う。

